

(お知らせ)



2020年10月30日  
リサイクル燃料貯蔵株式会社

### 新税に関わるむつ市との協議について

本日、むつ市議会において「使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会」が開催されました。これまでのむつ市ご当局との協議の中で当社として文書でお伝え申し上げている内容（骨子）は、下記のとおりです。

当社は、引き続き、むつ市ご当局と誠意をもって、しっかりと協議を継続させていただきたいと考えております。

#### 記

○ 弊社としては、今後も納税をはじめとする様々な社会制度の中での応分の負担を通じて、地元の事業者としての責務を果たしていく所存。

一方、中間貯蔵は原子燃料サイクルの一翼を担うものであり、民間として事業を営むものとしては、本条例による課税が、中間貯蔵を含めた原子力事業全体に与える影響も勘案し、それが合理的に成り立つものであることも確認する必要がある。

したがって、今後ともむつ市ご当局と協議を重ね、2020年3月16日にむつ市議会に提出した意見書に記載した4点について判断できる状況となりましたら、新税を通じて、しっかりと地元事業者としての責務を果たしていきたいと考えている。

事業開始時には、確実にそうした状況に至るよう、「安全協定」の協議までに事業者として判断・合意することを目標に取り組んでまいります。

- なお、税率や課税項目については、地域の発展とサイクルを含めた原子力事業全体の円滑な遂行を両立できるよう進めることが大切と考えており、そうした観点を含めて協議をさせていただければと思っている。
  
- また、既に核燃料物質等取扱税を創設している青森県からは、現時点では、課税の要請などは来ていないが、今後そうした要請があることも念頭に考える必要があるので、課税全体を通じて事業が合理的に成り立つとともに地域全体の発展につながるものになるよう協議をさせていただきたいと考えている。

以 上